

資料 3

(1) 野洲市みどりの基本計画に基づく取組み
について

野洲市みどりの基本計画アクションプラン進捗
状況について

かけがえのないみどりを守るための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
風致地区や自然公園区域等の保全	51	都市計画課	本市では三上山から鏡山一帯の森林を「三上風致地区」として指定しており、良好な景観や環境の保全を目的に、「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき規制指導を行っている。	条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。 適正に事務を行うことができた。 引き続き、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。 事務を進める中で課題が出れば対応を検討する。	「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく指導									
	51	農林水産課	保安林区域の保全に努めている。	保安林区域の保全に努めた。 引き続き、保安林の保全に努める。	保安林区域の指定継続・保全									
三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実	51	企画調整課	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園が、希望が丘文化公園の管理・運営やイベントの実施等に組み込まれている。	希望が丘文化公園活性化に係る意見交換会が開催され、湖南市、竜王町と共にこれまでの検討状況を確認しつつ、活性化方針（骨子案）について意見交換を行った。また、希望が丘文化公園運営推進協議会において、管理運営状況等について意見交換した。 県において、希望が丘文化公園活性化方針が素案としてまとめられ、今後、最終案として策定される予定であることから、適時意見交換を行っていく。	希望が丘文化公園運営推進協議会における意見交換									
永原御殿跡の公園整備	51	文化財保護課	永原御殿跡の「本丸」・「二の丸」は、鬱蒼とした竹林の状態であり、立ち入ること自体が困難な状況である。今後は国指定史跡として構成要素や環境を保全しつつ、市民による歴史学習の場として整備していく必要がある。	R3：「史跡永原御殿跡整備基本計画書」を策定・刊行。事業の過程で、竹林の一部で伐採・整理を行った。 R4：整備基本設計を策定した。その過程で、竹林の伐採整理を継続して行った。 R5：実施設計の前提となる本丸の測量調査を実施し、本丸西側土塁修復工事の実施設計を行った。計画していた南辺土塁の修復工事を完了した。 R6：令和5年度に作成した実施設計を元に、西側土塁の修復工事を継続する。西側土塁の南辺の修復を実施する予定である。	整備基本計画策定	基本設計策定	発掘調査・活用事業 実施設計と整備工事							
里山の利活用と保全	52	農林水産課	森林組合と漁業者が共同で取り組む、「漁民の森づくり」を開催している。	R3：3/5（土）に「漁民の森づくり」を開催し、大磯原地先にてコナラと桜の苗木を植樹。森林組合と漁業関係者等、計132名が参加。 R4：3/4（土）に「漁民の森づくり」を開催し、大磯原地先にてコナラと桜の苗木を植樹。森林組合と漁業関係者等、計69名が参加。 R5：植樹事業が、事業費の確保が難しいことや新たに植樹できる範囲がないことを踏まえ、現状の体制では実施が困難と判断し、事業中止となった。 R6：林道・里山の保全管理を森林組合と連携し実施する。また森林法による適切な指導等により、里山の利活用と保全に取り組む。	森林組合との連携による利活用と保全									
	52	環境課	野洲市環境基本計画の基本目標3「里山から琵琶湖につながる自然環境づくり」における「里山を守り育てるプロジェクト」により、同計画推進会議（愛称：「えこっち・やす」）の山部会が里山の保全を精力的に取り組んでいる。	山部会による活動として、里山・林道の保全作業や里山に親しむイベント、他団体との協働・交流活動など全71回実施した。また新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント等あったが、感染対策を講じながらも活動を実施した。 今後も野洲市環境基本計画に基づき、里山の保全活動や、市民参加型イベントの実施を行うとともに、活動のPRを行う。	環境基本計画推進会議（えこっち・やす）の山部会による里山の保全活動支援 第2次野洲市環境基本計画 第3次野洲市環境基本計画									
鎮守の森の保全	52	文化財保護課	鎮守の森としても重要な名勝兵主神社庭園は、整備後20年が経過して朽損が進行し、再整備の必要性が生じている。 また、市内に点在している寺社における樹木・樹林についても、自然景観の重要な構成要素として保全していく必要がある。	R3,R4：2年間計画されている保存活用計画策定事業の1年目が終了。オブザーバーとして必要な策定支援を行った。 R5：日常管理・環境整備を継続的に実施した。秋期に古墳石室の特別公開を実施し、古墳や歴史とともに豊かな自然環境に接する機会を提供した。 R6：引き続き、日常管理・環境整備に努める。古墳石室の特別公開を継続し、市民に来訪の機会を提供する。	兵主神社庭園保存活用計画の策定	兵主神社庭園再整備の取組み支援 その他の寺社の自然環境保全の取組み支援								
	52	都市計画課	現在野洲市には市を代表するような巨樹巨木があり、地域による維持管理がなされている。しかしながらその存在が知られていないものや、枯死しているものもあることから、貴重な樹木については保存を検討していく必要がある。	R3：「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した（基本計画P.19,20）。 R4：市内の巨樹・巨木の現地調査と景観重要樹木等の指定手続きについて確認を行った。指定を検討するにあたっては、指定の要件に合致するか等が課題となることを整理した。 R5：調査対象の樹木が指定の要件に合致するかどうかの検討を行った。検討の結果、今回調査した樹木の中で指定の要件に合致するものはなかった。 R6：景観重要樹木となり得る樹木があるかどうかの確認を行う。景観重要樹木指定に係る様式等を定めるとともに、景観重要樹木指定の制度についての周知を図る。	課題整理	景観審議会の諮問・景観計画の改訂	制度運用（景観重要樹木の指定）							
古墳など歴史資源周辺の緑の保全	52	文化財保護課	古墳公園や博物館に隣接した森林は、歴史と自然が一体となった憩いの空間であるが、限られた予算や人的資源によって維持していく必要性に迫られている。	日常管理・環境整備を継続的に実施した。秋期に古墳石室の特別公開を実施し、古墳や歴史とともに豊かな自然環境に接する機会を提供した。 引き続き、日常管理・環境整備に努める。古墳石室の特別公開を継続し、市民に来訪の機会を提供する。	継続的な維持管理に努めながら、歴史遺産とともに市民に憩いと潤いを与える場として情報発信を行っていく。									

かけがえのないみどりを守るための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全	53	環境課	野洲市環境基本計画の基本目標3「里山から琵琶湖につながる自然環境づくり」における「びわ湖を守ろうプロジェクト」により、同計画推進会議（愛称：「えこっち・やす」）のびわ湖の水と地域の環境を守る会等が琵琶湖岸のヨシ植栽を継続して取り組んでいる。 琵琶湖畔の緑地等については、国や県などで日常の管理が行われている。	びわ湖の水と地域の環境を守る会として、琵琶湖岸にヨシを植栽し、湖岸の侵食防止や水質浄化等に努めた。 引き続き、野洲市環境基本計画に基づき、ヨシの植栽を継続する。また、ヨシの利用方法を検討していく。	琵琶湖岸のヨシの植栽活動支援 (ヨシの生育状況の検証、ヨシの利用方法の検討) 第2次野洲市環境基本計画 → 第3次野洲市環境基本計画									
野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理	53	都市計画課	野洲川緑地及び吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）については、滋賀県決定の都市計画緑地であることから、滋賀県において日常の維持管理がなされている。 今後も野洲川緑地では、野洲川河川公園において、引き続き、自然・環境保全に配慮した管理をする。吉川緑地の施設の充実に向け、引き続き施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望し、滋賀県が進める吉川緑地活性化に向けた取組に協力する。		野洲川緑地・吉川緑地(湖岸緑地中主吉川地区)の維持管理に関する滋賀県への働きかけ 吉川緑地(湖岸緑地中主吉川地区)の施設の充実に向けた滋賀県への要望									
水路の活用	54	農林水産課	農業用水路もかつては、市内を水路が縦横に走り船運を利用した農業が営まれていたが、農業の近代化とともに水路が埋め立てられるなどの効率化が図られてきた。 一方では、農業用水路や田んぼを利用した魚のゆりかご水田プロジェクトのような取組みも行われている。	多面的機能推進事業等の推進、ゆりかご水田の推進等に努めた。 引き続き、多面的機能推進事業等への取組面積の拡大を図る。	集落内水路・農業排水路等での環境に配慮した整備推進									
農地の保全	54	農林水産課	野洲川下流地帯の肥沃な土壌、豊富な用水に恵まれた環境で美しい田園風景を形成している。 社会情勢の変化や地域の実情に応じ、保全する区域と開発する区域の明確化が求められている。	環境保全型農業を推進している。 引き続き、環境保全型農業への取組面積の拡大を図るため、新規対象者に対して、丁寧な説明を行う。	野洲市農業振興計画、野洲農業振興地域整備計画に沿った保全管理 → 野洲農業振興地域整備計画の改訂 → 野洲市農業振興計画、野洲農業振興地域整備計画に沿った保全管理									
観光農園、貸農園としての活用	54	農林水産課	都市農地の宅地化	農地の貸農園、観光農園としての利活用については、状況に応じて必要な方に働きかけている。農地を貸農園、観光農園として活用するためのハードルが高く、希望者が少ないという課題がある。 引き続き、農地の貸農園、観光農園としての利活用については、状況に応じて必要な方に働きかけていく。	市街地や隣接する農地を観光農園・貸農園として活用促進									

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

進捗状況

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次										
					前期					後期					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
身近な公園の適正配置	55	都市計画課	現在市内には約200箇所を超える公園があるが、開発によりできた地域の公園や規模が小さい都市公園が大半であり、公園施設の老朽化や管理水準の低下が進むと同時に、少子高齢化や生活スタイルの変化などにより「施設が限られ、利用されない」「施設の老朽化」「日常管理上の苦情」など、多くの課題を抱えている。	R3：公園情報を整理し、利用実態調査を実施する準備をした。 R4：公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、各公園の再編の方向性を示した。 R5：各公園の再編の方向性を示した結果を自治会にフィードバックし、今後のあり方を協議した。引き続き現状を維持していく公園については、日常の維持管理を地元自治会に委ねるための管理協定を締結した。自治会との協議により機能転換や統廃合とした公園については、公園としての用途を廃止し、次の利活用の検討を行った。 R6:用途を廃止した公園について、引き続き売却も含め利活用を検討する。	公園再編計画の作成	公園見直しに向けた課題整理及び廃止手続	公園施設長寿命化計画作成	長期未整備の都市公園の見直し手続	廃止公園の随時見直し等						
公園緑地の再編と再生	56	都市計画課	また、都市公園においては都市計画決定後から時間が経過し長期的に未整備状態で、今後も整備予定がないものも存在していることから、公園の代替性の評価や配置状況等を含めた見直し検討が必要である。												
長期未整備公園の見直し	56	都市計画課													
公園施設の長寿命化の推進	57	都市計画課	既存の都市公園の公園施設については、整備後時間が経過していることから、全体的な老朽化が進んでおり、地元でのメンテナンス等の維持管理や管理コストについても課題がある。	R3：公園施設長寿命化計画の策定に向け、その前提となる利用実態調査及び公園再編計画の作成を令和4年度に実施するための準備をした。 R4：令和5年度の公園施設長寿命化計画の策定に向け、公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定した。また、社会資本整備計画を策定し、交付金を活用した公園施設長寿命化計画策定に向けて準備した。 R5：都市公園を対象とした公園長寿命化計画を策定した。 R6：策定した公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改修を行う。	公園再編計画の作成	公園施設長寿命化計画作成	公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の補修・修繕								
地域による維持管理	57	都市計画課	地域の公園や緑地については、地元やシルバー人材センター、NPO団体等により日ごろの維持管理がなされている。 地域の担い手不足やシルバー人材センターの高齢化等に伴い、今後は日常の維持管理にも影響が出るのが予想される。	R3,4：地域の公園・緑地の維持管理を地元やシルバー人材センター、NPO団体等と実施した。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと業務委託契約を締結した。公園再編計画を策定する中で、地元自治会を中心とした維持管理に関する課題が明らかになった R5：地域の公園・緑地のあり方について、地元自治会と協議し、現状維持や機能廃止等の整理を行った。今後も維持していく公園については、日常の維持管理に関する管理協定を地元自治会と締結した。 R6：地域の公園・緑地の維持管理について、引き続き地元やシルバー人材センター、NPO団体と連携し実施する。適正な維持管理が図れるよう、必要に応じてシルバー人材センターと委託業務の作業内容について、随時、見直しも検討する。地域の公園・緑地のあり方について、必要が生じれば地元自治会と協議する。			地域の公園・緑地の維持管理 シルバー人材センターへの委託業務内容について随時見直し検討								
新規都市公園の整備	58～60	都市計画課	現在市内における一人当たりの都市公園面積は、目標とする10㎡/人を満たしておらず、近隣市町と比べても都市公園の供用率が低い状況である。 また、みどりの基本計画作成時における市民アンケート調査の結果においても市内の公園に対して「魅力的な遊具がない」「施設が老朽化している」「面積が狭い」等の意見が多くあり、快適な生活環境や子育て環境の充実のためにも、新たな都市公園の整備が必要である。	R3：新規都市公園の整備に向け、都市公園、長期未整備公園、地域ふれあい公園、児童公園の在り方を検討する公園再編計画を策定するため、公園情報の整理をし、利用実態調査を実施する準備をした。 R4：新規都市公園の整備につながる公園再編計画を策定し、既存の各公園の再編の方向性を示した。 R5：公園再編計画に基づき、自治会と協議しながら既存の各公園の再編の方向性を決定した。 R6：長期未整備の都市計画公園のあり方についての見直しを行ったうえで、新規都市公園の必要性・代替性・実現性等を評価し、新規都市公園整備についての検討を行う。	公園再編計画の作成	公園施設長寿命化計画作成	・都市計画決定（都市公園）に向けた事務手続 ・都市計画審議会への諮問答申 ・地元及び地権者との調整 ・開発協議等	造成工事							
野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市計画課	当該公園については従来より市内のNPO法人により指定管理者制度に基づく公園緑地の維持管理に努めていただいている。 公園施設についてさらなる充実を求める声もあるが、当該公園は、野洲川の高水敷にあり、国から占用許可を受けて利用している施設であることから、施設整備の自由度が制限されている現状である。	R3：指定管理者である市内のNPO法人と併に公園緑地の維持管理に努めた。令和5年度の公園施設長寿命化計画の策定に向け、その前提となる公園再編計画の作成及び利用実態調査を令和4年度に実施するための準備をした。 R4：指定管理者である市内のNPO法人と併に公園緑地の維持管理に努めた。 R5：指定管理者である市内のNPO法人とともに公園緑地の維持管理に努めた。野洲川河川公園施設等の老朽化に対応するため、公園長寿命化計画を策定した。 R6：引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園機能の在り方についても検討していく。公園施設長寿命化計画に基づき、年次的に公園施設の老朽化対策を行っていく。	指定管理者制度による維持管理	公園施設長寿命化計画作成	指定管理者の見直し	指定管理者制度による維持管理	公園施設長寿命化計画にもとづく公園施設の修繕等						

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

進捗状況

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
民間活力の活用	61	都市計画課	野洲川河川公園ではきめ細やかな市民サービスに対応し、柔軟性のある施設運営を図り民間活力の活用を図るため、指定管理者制度による公園管理を行っている。	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理に努めた。 野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。また、新規都市公園の整備を検討する際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した整備も含めて検討する。	指定管理者制度による維持管理					指定管理者の見直し 指定管理者制度による維持管理				

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

進捗状況

身近なまちのみどりを育むための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3~R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共施設の率先的な緑化	63	総務課	公共施設敷地内は緑化が進んでおり、適宜剪定や除草作業を実施している。剪定や除草等の維持管理に係る外部委託の費用や負担が増加傾向にあり、適切な時期での維持管理が実施できていないという課題がある。	業務委託や直営により年間を通して適切な維持管理が実施できた。野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者就労施設等への業務委託による除草、シルバー人材センターへの業務委託による除草、その他市職員による除草を実施し、適切に公共施設等を維持管理することができた。 引き続き年間を通じ適切な時期に除草作業等を実施し、公共施設等の適切な維持管理と景観向上に努める。	適切な時期での継続的な維持管理(除草・剪定)									
道路の緑化	63	道路河川課	街路樹については、整備後数十年経過し樹木の径化・老齢化により、剪定や除草の維持管理に係る費用や手間が増大傾向にある。このため、適切な時期・範囲で維持管理が実施できない路線が存在し、枝葉の垂れ下がりや歩道の根上がり発生など、安全な道路空間の確保が課題となっている。また、台風等自然災害による倒木や電線との交錯、害虫発生など周辺住環境への影響も発生している。	路肩の除草や街路樹の剪定など維持管理をシルバー人材センター、NPO団体と実施した。また、予算の適正な執行により、手つかずであった路線の街路樹剪定を進める事ができた。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。また、倒木の恐れのある樹木や維持管理が難しい植込み等については、伐木・撤去を進めた。シルバー人材センターの対応可能範囲や直営作業員による対応可能箇所など今後の課題整理を進めた。 引き続き、街路樹など市道の維持管理を、地元やシルバー人材センターと実施する。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。今後の維持管理に対する課題整理を進め、自治会など地域との協働が可能な緑化を検討する。	維持管理 植栽整備・協働活動に対する課題整理 → 計画策定 → 事業・活動の実施新たな課題の整理									
学校施設の緑化	63	学務課 (教育総務課)	学校施設は様々な樹木により緑化されているが、一部の樹木において径化・衰弱化している。剪定等の維持管理に係る費用や手間が増加傾向にある。 維持管理のための予算が少なく、選定などの適切な管理が行えていない樹木が多数存在し、次のような課題がある。 ・台風等自然災害による倒木被害への予防措置対応 ・隣地への枝葉進入抑制 ・毛虫等の害虫被害抑制	適時に剪定や伐採をすることにより、適切な維持管理に努めた。 引き続き、適時に剪定や伐採をすることにより、適切な維持管理に努める。	維持管理									
周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市計画課	良好な景観形成を図るため、本市では全域を景観計画区域として定めており、特に必要があると認める区域を「重点区域」それ以外を「一般区域」と設定し、「野洲市景観計画」に基づく適正な景観指導を行っている。 その他地区計画が定められている一部の地域においても良好な景観や緑地形成が図れるよう整備方針を定めている。	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図った。 引き続き、「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討する。	「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づく指導 地区計画内での建築行為について、地区計画書に基づく景観指導									
	64	建築住宅課 (住宅課)	良好な環境の確保を含め、調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成を図り、健康で文化的な都市の実現を目的としてつくられた「開発行為に関する指導要綱」に基づき開発指導を行っている。	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。 引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。	「開発行為に関する指導要綱」に基づく指導									
	64	協働推進課	滋賀県条例「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、地域の緑化を推進し、自然と調和したまちづくりを推進する協定を締結した自治会等を支援している。	協定を締結した自治会に対する継続的な支援を行うことができた。R5は近隣景観形成協定の期間満了となった3自治会へ、協定を更新するよう促した。近隣景観形成協定を結んでいる11自治会に対し、景観形成事業費補助金を活用して景観整備されるよう助言し、うち1自治会が実施を決定された。 引き続き、近隣景観形成協定を締結した自治会に対して補助金の活用を案内するなど、継続的な支援を行う。また、新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。	協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成									
	64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導している。	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努める様指導した。 指導件数：R3_18件、R4_7件、R5_20件 引き続き、条例に基づき、市民に対し緑化の推進を啓発していく。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づく、緑化推進の啓発 開発申請時の緑化指導									

身近なまちのみどりを育むための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
質の高い工場・事業所緑化の促進	65	商工観光課	設備投資に積極的な既存工場や新設工場に対して、「工場立地法」と「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、企業の工場敷地の有効活用、立地促進とともに、生活環境に配慮した緑地整備を進めるように対応している。	R3：工場緑化を推進し、工場内外の環境整備に顕著な功績のある者を表彰する制度（全国みどりの工場大賞）で、本市が推薦した市内の1工場が、2021年度緑化優良工場等近畿経済産業局長賞を受賞された。表彰授与式が行われた工場には、近畿経済産業局長及び国、県職員と来訪し、緑化の取組みを見学した。工場緑化の推進は、工場敷地内のみならず、周辺環境の良好な関係を築き、社会との調和を促進した。 R4：「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。 R5：「工場立地法」について、中には十分に制度を理解できずに質問される事業者がおられる。丁寧に電話や窓口で説明しているが、今後も、制度の理解を深めてもらえるよう、案内を行っていく必要がある。 R6：引き続き、工場立地法の適用となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設を確保することで、生活環境へ配慮するとともに、工場敷地内のみならず周辺環境との良好な関係を築き、社会との調和を促進していく。	「工場立地法」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく指導									
	65	環境課	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導している（工場立地法対象を除く）。	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導した（工場立地法対象を除く）。 指導件数：R3_13件、R4_7件、R5_9件 引き続き、条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことを検討する。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」の緑化基準に基づく、緑地確保の指導（必要に応じ、基準の見直しを検討）									

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

進捗状況

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次										
					前期					後期					
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
みどりの活動への支援	66	農林水産課	滋賀県緑化推進会との連携による苗木・花種の配布、滋賀県との連携による緑化に関する普及啓発活動を実施している。	みどりに関する普及啓発活動を県と連携して実施した。今後も、啓発も含め、関連する事業の情報発信をする。	苗木や花種等の配布による緑化推進(滋賀県緑化推進会と連携) 緑化に関する表彰や普及啓発活動推進(滋賀県と連携)										
	66	都市計画課	地元自治会や各種団体が主となり、地域の緑化活動に努めていただいている。今後は地域による維持管理について技術の伝達や費用不足等に伴い人材確保が困難になることが想定される。	R3：技術的援助や、費用の助成制度の適用には、景観重要樹木等を想定している。そのため、「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した(基本計画P.19,20)。 R4：景観重要樹木等の指定を検討するにあたり、市内の巨樹・巨木の現地調査と景観重要樹木等の指定手続きについて確認を行った。指定の要件に合致するか等が課題となることを整理した。 R5：調査対象の樹木が指定の要件に合致するかどうかの検討を行った。検討の結果、今回調査した樹木の中で指定の要件に合致するものはなかった。 R6：景観重要樹木となり得る樹木があるかどうかの確認を行う。景観重要樹木指定に係る様式等を定めるとともに、景観重要樹木指定の制度についての周知を図る。	景観重要樹木等の指定の検討 → 課題整理 → 制度運用(助成制度等の検討)										
みどりを担う人材の育成支援	66	農林水産課	人材育成を担う緑の少年団に対し、緑化にかかる活動を支援している。	緑の少年団の事業計画を受けて、補助金の交付決定を行った。引き続き緑の少年団の育成支援を行う。	関係機関との連携および支援										
	66	環境課	野洲市環境基本計画の基本目標1「安全で快適な生活環境づくり」における「まちなかの緑づくりプロジェクト」により、同計画推進会議(愛称:「えこっち・やす」)の緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出されている。	緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出された。また、SNSを活用し、保全活動やイベント等の情報発信を行った。 引き続き、野洲市環境基本計画により、緑の推進委員会による活動を継続して支援するとともに、課題である後継者等の人材確保のための情報発信に取り組む。	環境基本計画推進会議(えこっち・やす)の緑の推進委員会による緑の活動支援 第2次野洲市環境基本計画(人材確保の情報発信) → 第3次野洲市環境基本計画										
	66	都市計画課	市民活動団体が自然観察会・技術講習会等のイベント等を開催されており、自然と触れ合える機会の創出に努められている。	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努めた。 引き続き、みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努めるとともに、維持管理が必要な公共施設等と市民をつなぐための、アダプト制度のような新たな仕組みを検討する。	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援 みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等										

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題（R3策定時）	R3～R5の進捗と課題、R6の予定	計画年次									
					前期					後期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市民やまちづくり団体との連携	67	市民協働室 (市民サービスセンター)	市民活動団体が主体となって里山造りや緑地の整備をしている。地域の企業も賛同し活動に参加している。ただし地域が限定的で市内全域に広がっていない。 公園緑地を散策して季節の自然を楽しむ市民活動団体がある。	R3：市民活動団体が主体となり、植樹等の緑化活動やピオトープ等の環境整備活動を定期的実施された。緑化のまちづくりへの市民活動団体の参画を、パネルや紙芝居にして「やすまる広場」で紹介するなど、団体と行政が連携して市民への情報発信や他団体との交流の機会を持つことが出来た。 R4：野山を散策して自然に親しむ活動をする団体の新規登録があり、機関紙「つながり」に活動の様子を掲載して、広く周知を図った。また公益社団法人が主催する「緑の都市賞」に永年ピオトープや環境整備を定期的実施している団体を推薦するなど、緑化活動団体を支援することができた。 R5：市民活動応援講座で『環境』に関する活動を実施している市民活動団体の交流会を開催し5団体の参加があった。情報交換や今後の活動に対して連携できることなどを話し合い、自然保護に向けてできることを確認し合った。 R6：市民活動団体が行政と連携して緑化活動や環境整備を継続的に進めるよう支援する。	現在活動している市民活動団体への継続的な支援及び新たな市民活動団体の育成									
	67	企画調整課	滋賀県立大学とお互いに有する資源を活用し、まちの発展に寄与することを目的に、包括連携協定の締結を予定している。	R3：滋賀県立大学と包括連携に関する協定を締結した。 R4：新たな大学との連携協定締結に向けた準備を行った。大学連携について先進的な取組を進めている他市と協議を進め、本市における大学連携の推進の土台を作った。 R5：新たな大学との連携協定として、びわこ学院大学との包括連携協定を締結した。滋賀県立大学、滋賀大学に加えて、びわこ学院大学との包括連携協定を締結したことから、具体的な事業に取り組める下地を整えることができた。さらに大学のみならず、民間事業者（令和5年度は日本郵便株式会社）とも包括連携協定を締結しており、相互に有する資源を活用した取組を実施できる体制を整えている。 R6：大学に加えて、民間事業者との包括連携協定を締結していることから、これに基づく具体的な事業や取組を実施していく。	協大滋定学賀締と県結の立	滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づく、お互いに有する資源を活用した地域社会の発展や人材育成								
企業との連携	68	都市計画課	市内において活動されている市民活動団体が地元企業等と連携し自然保全活動に取り組みされている。	企業と連携して自然保護に取り組みされている市民活動団体への支援を行った。 引き続き、市内市外を問わずみどりの活動に興味がある企業については、市内の活動団体の活動内容の紹介や団体とのマッチングによる交流促進を行うことにより、市内の緑化活動への広がりに努める。また、市から企業へのより積極的な働きかけと具体的な仕組みづくりを検討する。	市内においてみどりの活動を行っている市民活動団体への支援 みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等									
	68	環境課	「野洲市環境基本計画」の緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者と連携して取組を進めている。	緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者等と連携して取組を進めた。 引き続き、緑の推進委員会が事業者との連携を通じて後継者の確保や人材の育成を図ることを支援する。	みどりの活動における事業者の協力や参画促進による後継者や人材の育成									
	68	農林水産課	大篠原生産森林組合所有林において、「関労淡海希望の森」が開設され、地域と協働で森林整備活動に取り組んでいる。	県からの情報等を生産森林組合へ情報提供を行った。 今後も、森林保全活動に取り組みたいと考えている企業に対し、生産森林組合を通じ活動フィールドの紹介するなど、企業の森林保全活動を支援していく。	関係機関との連携 森林保全活動に関心がある企業を生産森林組合へ紹介									
みどりに関する情報交流	69	広報秘書課	情報発信手段として、広報紙の発行を行い、多様な情報を発信・公開できるようホームページの運営管理を行っている。 読みやすく、利用しやすい構造となるよう随時改善する必要がある。	R3：SNSを活用した情報発信が可能となるよう調査・検討を行った。 R4：継続して広報紙の発行を行うとともにホームページの適正な管理に努めた。また、新たな情報発信手段としてLINEを導入し、多様な人々に情報を提供することができた。 R5：情報発信手段として、ホームページ、広報、LINEの継続的な運用管理に努めた。広報紙の視認性向上のために、表紙カラー化（内容2色刷り）を導入、また、情報発信手段としてLINEの導入啓発のために、やすまる広場にブースを設置し、市民へ情報を提供することができた。	情報発信手段の検討	情報発信手段の適正な運営管理								